

総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和2年2月13日
開会時刻	午前10時28分
閉会時刻	午前11時32分
出席委員名	◎鈴木豊司 ○楠木宏彦 久保 真 井村貴志
	岡田善行 品川幸久 藤原清史 西山則夫
	世古 明 議長
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	倉井伸也
協議案件	1 地方公共団体の長等の地方公共団体に対する損害賠償責任の一部免責について
	2 機構改革（案）について
	3 職員の休業制度について
	4 定住自立圏形成協定の変更について
	5 第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
	6 伊勢市監査基準について《報告案件》
	7 管外行政視察の実施について
説明者	総務部長、総務部参事、情報戦略局参事、職員課長、監査委員事務局長
	その他関係参与

協議の経過

鈴木委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに会議に入り「地方公共団体の長等の地方公共団体に対する損害賠償責任の一部免責について」外5件を協議した。

次に、「管外行政視察の実施について」を議題として協議し、6月定例会前に視察を実施すること、委員から視察項目についての希望があれば正副委員長または議会事務局に伝えることとし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時28分

◎鈴木豊司委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

◎鈴木豊司委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、「地方公共団体の長等の地方公共団体に対する損害賠償責任の一部免責について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

総務部長。

●江原総務部長

本日は御多忙の節にも関わらず委員会に引き続きまして、協議会をお開きいただきましてありがとうございます。案件につきましては、ただいま委員長から御案内のあったとおりでございます。

それでは、順次御説明申し上げますのでよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

【地方公共団体の長等の地方公共団体に対する損害賠償責任の一部免責について】

◎鈴木豊司委員長

総務部参事。

●中川総務部参事

よろしく申し上げます。まず、平成29年6月9日に「地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）」が公布をされました。このうち、地方自治法の改正につきましては、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るために内部統制に関する方針の策定等、この部分は都道府県と政令指定都市について

は義務付け、その他の市町村については努力義務という形になってございます。それと監査制度の充実強化、決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備、それと地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等という措置を講ずるということで法改正がありました。施行期日は令和2年4月1日、あとはすでに施行されている部分もございません。

本日、御説明申し上げますのは、地方自治法の改正のうち、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等の関係でございます。それでは、資料をお願いします。

1の(1)損害賠償責任の見直し等の概要でございます。今回のこの改正は、住民訴訟制度の見直しということで改正が行われたものでございます。内容でございますけれども、まず一つ目に、条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任についてその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは賠償賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能とする。条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は、国が設定をする。二つ目として、議会は、住民監査請求があった後、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは監査委員の意見を聴取すること、というものでございます。

改正の背景、目的といたしましては、(2)でございます。まず、ア、第31次地方制度調査会の答申におきまして、住民訴訟制度の見直しの方向性として、地方公共団体のガバナンスの見直しにより不適正な事務処理の抑止効果を高めるとともに、一つ目、長や職員の損害賠償責任については、長や職員への萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及のあり方を見直すことが必要である。二つ目、不適正な事務処理の抑止効果を維持するため、裁判所により財務会計行為の違法性や注意義務違反の有無が確認されるための工夫や4号訴訟、これ住民訴訟の類型の一つです、4号訴訟の対象となる損害賠償請求権の訴訟係属中の放棄を禁止することが必要である。実際、住民訴訟が裁判所で判決が出るまでの間に議会のほうで権利放棄の議決がされる、それについてを禁止することが必要であるというものでございます。三つ目、4号訴訟において長や職員個人に損害賠償請求を認める判決が確定した後は、裁判所の判断を前提とした上で損害賠償請求権の放棄が客観的かつ合理的に行われることに資するよう、損害賠償請求権を放棄する場合に監査委員等の意見の聴取を行うことが必要であるとの提言がなされました。住民訴訟制度につきましては、これまで地方制度調査会等におきまして、主に第4号訴訟の係属中に議会のほうで権利放棄、損害賠償請求権を放棄する議決をすることの適否が主な論点となって議論が続けられてきておりました。その間、平成24年4月に権利放棄の議決に関する最高裁判決が三つ出されまして、最高裁の考え方としまして、議決の適否に関する一定の判断枠組みが示されたところです。第31次地方制度調査会では、これまでの議論、それと三つの最高裁判決、それと裁判官がそこで述べられた補足意見等における問題提起を踏まえて議論が行われました。議論の中で住民訴訟制度をめぐる課題として捉えられましたのは、裁判の事例では損害賠償請求の認容額が数千万円に及ぶものが多く散見され、中には数億円、数十億円に及ぶものがあること、それと住民訴訟というのは組織の責任を個人の責任として追及するものである以上、軽過失の場合にも膨大な個人責任を追及されることがあると、そういう状況が生じておることから、長等の柔軟な職務執行への萎縮効果を招き、創意工夫、積極果敢な取り組みも求められる人口減少社会において

本来行うべき施策も行われなくなってしまうということの弊害、国家賠償法との不均衡、損害賠償請求権の放棄の議決、これについてその時の政治的状況に左右されてしまう場合があること等が課題ということで捉えられました。そして、これらの課題解決のための見直しの方向性として、三つの提言がなされたものでございます。このうち一つ目の、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及のあり方に関しては、具体的な方向性について様々な意見がありましたため、2ページ目の次のイ、平成28年12月から総務省において、有識者による「住民訴訟制度の見直しに関する懇談会」というものが設置され、開催されまして、見直しの具体的な方向性について検討が行われました。そして、その結果も踏まえまして、(1)のとおり法の改正が行われたものでございます。法改正に当たりましては、会社法や独立行政法人法などの他の法令におきましても、役員等が軽過失であるにもかかわらず巨額の損害賠償責任を負わされることを恐れ、萎縮することを防止するために役員等の損害賠償責任を軽減する仕組みがすでに設けられていること、そういうものを参考にして制度設計がされております。なお、地方制度調査会の答申の②につきましては、今回の改正では制度化がされておられません。当面、制度として設ける必要はない、まず一つ目の法改正をした状況を見てさらに検討を要する。そういうようなことから今回は見送りになってございます。

次に2の免責条例制度の概要でございまして、今回の法改正で新設された地方自治法の第243条の2でございまして、まず、アですけれども、制度の概要は先ほど申し上げた1ページの1(1)の①のとおりですけれども、実際の地方自治法の条文は、条例で定める内容をこのように規定してございまして、まず、免責の要件は、「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」とされております。これは軽過失とほぼ同義とされ、具体的には総務大臣からの通知におきまして、「一般的には、普通地方公共団体の長等が違法な職務行為によって当該普通地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指すもの」と説明がされております。そして、免責の方法といたしまして、賠償の責任を負う額、賠償責任額から条例で定める額を控除して得た額について免責するというもので、この条例で定める額が免責後に長や職員等が実際に負担することとなる賠償額ということになります。この実際に負担することとなる条例で定める額、最低責任負担額については、政令で定める基準を参酌すること、政令で定める額以上であること、この二つの条件が附されております。政令の参酌基準、最低額につきましては、イとウに記載のとおり基準給与年額と長、職員等の区分に応じた数を乗じて得た額というふうにされてございます。この基準給与年額につきましては、損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され又は支給されるべき給与の年額、年収でございまして、その算定に当たっては、扶養手当、住居手当、通勤手当などの職責に応じて支給される手当ではないものという一部の手当は除かれるなど、算定の方法につきましては、今後出される総務省令と合わせて定められることとなっております。

次、(2)でございまして、免責条例による免責の対象となる範囲でございまして、職務の執行に際して生じた損害賠償責任ということになっております。主に、住民訴訟の場面での適用が想定されておりますけれども、住民訴訟は原則、財務会計行為や怠る事実を対象としておりますが、これに対して、免責条例は職務の執行という定義でもって対象

範囲を広く設定しておるということになっております。

次、3 ページ目です。(3)免責条例の効果でございます。損害賠償責任が成立したら、最低負担額を超える部分についての市が持っている損害賠償債権が当然に消滅するという効果が生じることとなります。通常、債権の放棄は、長の執行行為として長による放棄の意思表示を要するというふうにされておりますけれども、この免責条例による場合はそういう長の行為は不要という説明がされております。

なお、効果が生じるのは、免責条例の施行日以後の行為に基づく損害賠償責任に限られるということが改正法の附則で定められております。また、資料に記載はしていませんけれども、免責条例の制定・改廃について議会がそれを議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとして、条例案の審議における手続が定められております。免責条例の公布・施行後においては、免責条例の適用が仮にあった場合、長は議会への報告と公表をしなければならない、このように定められております。以上が新たに創設されました免責条例制度の創設の背景、目的と概要でございます。

次に3番目、伊勢市の対応、法改正を受けて、免責条例を制定するか否か、制定する場合には最低責任負担額の設定をどうするかということでございます。まず、免責条例を制定するか否かということでございますけれども、制度の創設の背景、目的、最高裁の判決及び裁判官の補足意見等、こういうものを踏まえまして、住民訴訟制度をめぐる様々な課題に対して、今回の法改正については最高裁判決を踏まえた上で制度設計された立法解決であるということから、伊勢市におきましては免責条例を制定することとしたいと考えております。そして、最低責任負担額の設定については、政令の参酌基準は、国において「長等の職責その他の事情を考慮して」定められるというのが法の規定で定められております。そういうのも踏まえて設定されたものであることから、また本市におきましては、これと異なる内容とするべき特別の事情がないと判断するため、参酌基準のとおりとして、政令で定める額以上という条件も合わせて、政令の規定のとおりというふうにしたいと考えております。なお、免責条例については、4月1日からの法の施行に合わせて4月1日からの施行ということで3月議会に議案を提出させていただきたいというふうに考えております。条例案の審議におきましては、先程申し上げたとおり監査委員の意見聴取という手続をとっていただくことになり、いつもと違った手続がありますので、お手数をおかけすることとなりますが、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上、自治法改正におきまして創設された免責条例制度の概要と伊勢市の対応について御説明申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎鈴木豊司委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎鈴木豊司委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【機構改革（案）について】

◎鈴木豊司委員長

次に「機構改革（案）について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

職員課長。

●上田職員課長

それでは、機構改革（案）について御説明申し上げます。今回の機構改革は、令和2年4月の定期異動に合わせて機構の見直しを行おうとするものでございます。それでは、その概要につきまして御説明いたします。

資料2、表の右側、機構改革（案）の一番下をごらんください。資産経営部でございますが、これは公共施設マネジメントの推進を図るため、新たに資産経営部を設置し、資産経営課、契約課、営繕課の3課を設置したいと考えております。資産経営課におきましては、企画調整課から公共施設マネジメント係、管財契約課から庁舎管理係の業務、用地課から普通財産の管理及び処分に関する業務を移管いたします。契約課におきましては、管財契約課から契約係を移管いたします。営繕課におきましては、建築住宅課から建築係及び営繕係の業務を移管いたします。資産経営課や営繕課といった公共施設マネジメント推進のための部署を設置することによりまして、公共施設マネジメントに係る企画部門と資産管理部門、建築部門とがこれまで以上に連携を図ることにより、効果的・効率的に取り組む推進させていくことができると考えております。なお、資産経営部の設置に伴い、総務部の管財契約課を廃止するとともに、建築住宅課は住宅係と空家対策係で構成する住宅政策課へと課の名称を変更いたします。

次に、情報戦略局におきましては、ICTの活用を更に推進させるため、情報政策課に総務課から電算管理係と電算システム係を移管いたします。

次に、健康福祉部におきましては、子育て環境の整備や相談支援などを強化するため、子育て応援課を新設するとともに、就学前の教育・保育全般を担う保育課を新設いたしまして、こども課を廃止いたします。

以上が来年度の機構改革（案）の概要でございます。部課の数といたしましては、資産経営部の設置に伴う1部3課の増、総務部が1課の減、健康福祉部が1課の増となり、合わせて1部3課の増となります。今後のスケジュールでございますが、資産経営部の設置につきましては行政組織条例の改正が必要となりますことから、3月市議会定例会に条例案を提出することとしております。説明は以上でございます。どうぞよろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎鈴木豊司委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

今、説明があったわけなんですけど、創設される課の説明だけで、一体それをする事によってどんな効果が起きるといふところが全く説明がないんで、できれば教えていただければありがたいかなと思いますけど。

◎鈴木豊司委員長

職員課長。

●上田職員課長

まず今回、新しく新設する部としまして資産経営部のほうを作らせていただくわけなんですけれども、こちらに関しましては今まで平成30年4月からですね、公共施設マネジメント係を作らせていただきまして施設類型別計画を策定しましてですね、公共施設マネジメントの推進、こちらのほうに努めてまいったわけなんですけれども、今後ですね、市全体として取組をさらに進めていくという必要がありますので、財産の管理部門、それから公共施設、そちらの劣化状況の把握とか予防保全、そういうことに対応できる技術部門、これを一つの部とすることによりましてですね、連携、こちらを強化することができると考えまして、今回このような組織の再編に至ったものでございます。以上でございます。

◎鈴木豊司委員長

品川委員。

○品川幸久委員

他の部分についても教えていただければありがたいかなと思います。

◎鈴木豊司委員長

職員課長。

●上田職員課長

情報政策課、こちらの部分につきましてもですね、昨年ICTの推進係というのを設置させていただきました。今年度はですね、その部分につきまして庁内でいろいろICTに関しましてどのように推進していけばいいか検討の段階でありました。それをですね、さらに来年度は一步進めていくということでですね、庁内のシステムのネットワークの整備とか管理を行っている業務、それから情報セキュリティに関する業務、こちらをですね、総務のほうでやっておりました。これを情報政策課へ移管することによって、さらにですね、ICTの推進、こちらのほうを進めていきたいと考えております。

それからもう一つ、健康福祉部のほう、こども課のほうを二つに割らしていただく部分なんですけれども、こちらのほうはですね、まず1点としまして、こども課の部分の中で保育の利用を充実させるためにですね、保育の人材の確保とか施設の統廃合、民営化への整備、その将来に備えるためにですね、就学前の保育に特化した部署、こども課の中で保育に特化した部署を作るといふことがまず一つでございます。もう一つ目といたしまして

は、児童虐待の防止とか社会的擁護の推進に加えて、こどもの貧困やひとり親への支援、こちらのほうを強化していきたいと思ひまして、庁内での関係機関との連携を行える子育て応援課、こちらのほうを設立したいと考えております。以上でございます。

◎鈴木豊司委員長
品川委員。

○品川幸久委員

よくわかりました。まあ、なんで今なんかなというところが、おたくの説明やったらもっと早くから出来たんかなという思いがあります。特に資産経営についてはですね、昔、アクションがありまして、公会計の話があった時には資産調査をすとかそんな話があって、結構時間がたってから出されたんかなというふうに思っておるんですけど、やっとやる気になってくれたんかなって私ら思っておるんですけど、そこら辺はなんでこんなに時間がかかったんかなという思いがあるんですけど、どうですか。

◎鈴木豊司委員長
職員課長。

●上田職員課長

これまで庁内での調整等がありまして、やっとなですね、今、委員仰せのとおり多少遅きに失した部分もございますけれども、来年度から市全体としての取組、先ほども申し上げましたけれども、推進していきたいということで部を作りまして、成果のほうを上げさせていただきたいと考えております。以上でございます。

◎鈴木豊司委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎鈴木豊司委員長
他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【職員の休業制度について】

◎鈴木豊司委員長

次に、「職員の休業制度について」を御協議願ひます。
当局からの説明をお願いします。
職員課長。

●上田職員課長

それでは、職員の休業制度につきまして御説明申し上げます。資料のほうをごらんください。まず、1の導入の理由といたしましては、複雑化・高度化する行政課題に対応する

ため、有能な人材の確保、職員の継続的な勤務の促進、職員の能力向上を目的として職員の休業制度を導入するものでございます。

次に、2の制度概要でございますが、修学部分休業は、地方公務員法第26条の2に基づくものでございまして、自主的な多方面にわたる広い知識の習得による職員の能力の向上を目的に、大学等の教育施設で修学するための休業制度でございます。公務に関する能力の向上に資すると認める場合で、かつ公務に支障がないと認める場合に、勤務成績その他の事情を考慮し承認を行います。承認期間は2年の範囲内で、勤務しない時間に係る給与を減額いたします。

続きまして、自己啓発等休業は、地方公務員法第26条の5に基づくもので、自主的な幅広い能力開発や自発的な国際ボランティアへの参加を目的に、職務を離れ大学等における修学や国際貢献活動を行うための休業制度でございます。公務に関する能力の向上に資すると認める場合で、かつ公務に支障がないと認める場合に、勤務成績その他の事情を考慮し承認を行います。承認期間は大学等への修学は2年の範囲内で、必要な場合は3年の範囲内といたします。国際貢献活動は3年の範囲内で、職を保有するが職務に従事せず、給与は支給いたしません。

最後に、配偶者同行休業でございますが、地方公務員法第26条の6に基づくものでございまして、有為な人材の継続的な勤務の促進を目的としまして、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業制度でございます。公務に支障がないと認める場合に、勤務成績その他の事情を考慮し承認を行います。承認期間は3年の範囲内で、職を保有いたしますが職務に従事せず、給与は支給いたしません。

3の施行期日でございますが、本日御協議いただいた後、来る3月議会に伊勢市職員の修学部分休業に関する条例などの関係条例案を提出いたしまして、令和2年4月からの施行を予定しております。以上が職員の休業制度についての説明となります。どうぞよろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎鈴木豊司委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎鈴木豊司委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【定住自立圏形成協定の変更について】

◎鈴木豊司委員長

次に「定住自立圏形成協定の変更について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、定住自立圏形成協定の変更について御説明申し上げます。資料4をごらんく

ださい。これは関係市町との間で新たな取組内容を追加するに当たり、定住自立圏形成協定の変更をお願いしようとするものでございます。「1 主な経過」に記載のとおり、平成25年7月18日の協定締結以降、新たな取組の追加により、これまで4回変更を行ってまいりました。今回の取組につきましては、昨年12月24日開催の伊勢志摩定住自立圏推進協議会、こちらでの協議を経て変更手続を進めるものでございます。

「2 変更の内容等」でございますが、記載のとおり二つございまして、一つ目は、一次救急医療体制の維持運営（歯科）として、歯科の休日・夜間応急診療所を開設していない鳥羽市と志摩市との間において伊勢市休日・夜間応急診療所の歯科運営を連携して行おうとするもので、両市においては歯科運営に必要な経費を負担することとしております。

二つ目は、児童発達支援センターの設置・運営でございますが、これは昨年度新たな取組として追加したものです。今回玉城町が加わるため同町と協定変更を行おうとするものでございます。児童発達支援センターについては、御案内のとおり国が定める基本指針により、令和2年度末までに各市町又は障害保健福祉圏域に1か所以上設置することとされており、玉城町を除く同じ圏域内の鳥羽市、志摩市、度会町、大紀町、南伊勢町とは昨年度協定締結を行っております。これらの変更協定のイメージを裏面に記載しておりますので御高覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、「3 今後の進め方」でございますが、本日御協議いただいた後、3月定例会に定住自立圏形成協定の変更に係る議案を提案し、可決されましたら3月下旬に本市と該当する各市町との間において「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定」を締結いたします。この協定変更を受けて、6月頃に「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン」の変更を行いたいと存じます。以上、「定住自立圏形成協定の変更」について御説明申し上げます。御協議のほどよろしくようお願い申し上げます。

◎鈴木豊司委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎鈴木豊司委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

ここで10分間、休憩をさせていただきます。

再開は11時10分からお願いいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

【第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について】

◎鈴木豊司委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に「第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について御説明申し上げます。資料5-1をごらんください。昨年11月20日の本協議会で御説明申し上げた第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案について、パブリックコメントを実施いたしましたのでその結果と、外部有識者で組織するまち・ひと・しごと創生会議の意見等を踏まえて最終案を策定いたしましたので、御報告・御説明申し上げます。

「1 経過」につきましては、記載のとおり庁内組織の地方創生推進本部会議及びまち・ひと・しごと創生会議で協議をしてまいりました。

「2 パブリックコメントの実施結果」につきましては、記載のとおり昨年11月25日から12月25日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。寄せられた意見はございませんでした。その上で、まち・ひと・しごと創生会議の意見、また前回協議会以降の国の動き等を踏まえて最終案を策定いたしました。

それでは、第2期総合戦略（案）を御説明申し上げますので、資料5-2をごらんください。青字で表示しておりますのが総務政策委員協議会関係分で、黒字は複数の協議会に関連する内容でございます。前回お示しした案からの主な変更箇所につきまして御説明申し上げます。2ページをごらんください。「2 基本的な考え方」におきまして、「(2)多様な人材の活躍を推進する」という誰もが活躍する地域社会の実現を目指す考え方と、「(3)新しい時代の流れを力にする」という Society5.0及びSDGsを意識した考え方を追加いたしました。前回お示しした素案では、5ページ以降の具体的施策の中にこうした考え方を盛り込んでおりましたが、昨年12月20日に示されました国の総合戦略では、四つの基本目標全体に係る横断的な目標として位置付けられておりましたので、これに倣い全体に関わる基本的な考え方としてこの中に組み入れたものでございます。3ページの「3 基本的視点」は、創生会議の意見を踏まえて新たに設けた項目でございます。人口ビジョンで整理した人口減少克服に向けた本市の三つの課題を総合戦略における三つの視点として整理することで、課題から導かれた基本的視点、そして次ページの基本目標に続く流れを明確にしたものでございます。その他、注釈の追加、重要行政評価指標KPIの表記方法の統一など、所要の整備をしております。総務政策委員協議会関係といたしましては、創生会議の意見を踏まえて9ページ「②移住の推進」、こちらに「伊勢商工会議所やハローワーク伊勢などの関係機関との連携」を追記いたしております。また、次の10ページに③という項目がございます。こちらについては、市内高等学校との連携も視野に入れて修正を行っております。

資料5-3の「人口ビジョン」につきましては、国の長期ビジョンの更新に伴い、当該抜粋箇所について軽微な変更を行っております。また最後の資料5-4として、創生会議の答申の写しを添付しておりますので御高覧のほどお願い申し上げます。

恐れ入りますが、資料5-1にお戻りください。「4 今後のスケジュール」でございますが、当初御説明申し上げましたように、次年度以降も切れ目なく取組を進めてまいりますので、年度内に完成し、公表してまいりたいと考えております。以上、第2期伊勢市

まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について御説明を申し上げました。御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎鈴木豊司委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。
品川委員。

○品川幸久委員

少し聞かせてください。人口ビジョンのどこなんですけど、出生率が1.34から2.10というような感じで書かれておるんですけど、それなりの政策は頑張っておられると思うんですけど、実際それが出産につながっているかというところが非常にわかりづらい。今の市の政策とは子供が育てやすいとかそういうことは頑張っておるということはよくわかるとるんですけど、実際それが人口が増になるかというところの姿がちょっと見えにくいんで、そこら辺も含めて人口ビジョンについてどういうふうな分析をしとるかっていうことを教えていただきたいと思います。

◎鈴木豊司委員長

情報戦略局参事。

●杉原情報戦略局参事

委員御指摘のように合計特殊出生率、人口ビジョンの21ページにありますが、平成27年に1.51であったものが28年、29年は1.34というふうに落ち込んでおります。その要因につきましては、出産適齢期の女性人口が減少しているということで、24ページを見ていただきますと子供を生まれる女性の年齢の方が減少しているということと、あと女性の未婚率が上昇しているということで、25ページに記載してございますが、結婚される女性の年齢が上がっておるということと、あと女性の晩婚化が進んでいるということで、26ページになりますが、結婚される年齢の方が上がっておるといったことが原因で出生数が減少するとともに合計特殊出生率の低下が進んでおるといふようなことが原因となっております。このことに対して、いろんな取組をしておりますが、結果として1.34であったということで、今後そういった取組については強化をせねばいけないというふうに考えております。

◎鈴木豊司委員長

品川委員。

○品川幸久委員

40年後には2.10とは書いてあるんですけど、そういうのが現実的なんかなと思うと非常に、先ほどの答弁であったようにこういう理由だから例えば女性の晩婚化が進んでおるかそういうことは現状分析をした答えであって、将来的な展望についてはなかなか読み取りにくいところがあるので、当然社人研が出した分析といろいろ変わるといふことはよくわかるとるんですけど、ただ今後いろんな施策を打っていく中でですね、例えばB地区

もそうですし、学校の統廃合にしてもそうなんですけど、将来的にその人口が減っていくということも前提に行政は進めてかないかと思うんですけど、それに一番大事な指標がおたくらが出されとる人口ビジョンというふうに私らは理解しながら議論を進めとるという中でですね、例えば2018年に自然減ですけど亡くなった方が日本で136万2,400人ですか、その時に生まれた方が91万人やったですってね、この時に初めて100万人を切ったんですね。それがもう3年連続で100万人を切ってきて、去年の年末ですか、細かい数字は覚えてないんですけど、例えば亡くなった人が127万人ぐらいで、生まれた人が80万人を初めて切ったと。80万人切りましたよね。それは過去初めてやったか。その中で約50万人減、自然減があったと。50万人減ということは、ここら辺の地域の人ほとんどなくなるんと一緒のような感覚で私、非常危機感を持っておるんですね。最初にこれが始まったときは少し足踏みした感じで、そんなに減ってかへんのやなと思いつながらおったんですけど、これから急激に下がっていくのではないかなと非常に心配をしております。そこら辺はどう分析されておりますかね。

◎鈴木豊司委員長
情報戦略局参事。

●杉原情報戦略局参事

今、全国の状況を言っていましたけど、伊勢市で言いますと、出生者数について言いますと、平成24年に1,013人でしたが、平成25年以降は1,000人を切りまして、直近でいきますと令和元年度で844人というふうな出生者数になっております。死亡者数でいきますと、最新のでいきますと1,528人の死亡者数がありまして、自然減でいきますとマイナス684人の減というふうな状況が続いております。ちなみに平成30年度でいきますと出生者数は863人で死亡者数が1,641人、マイナス778人ということで、令和元年度におきましては前回よりも若干自然減が減っておるといふような現状になっておりまして、委員御指摘のように、出生者数が減少するとともに死亡者数につきましては伊勢市におきましては今後微減あるいはそのままふえていくような傾向ではないというふうな状態になっております。以上でございます。

◎鈴木豊司委員長
品川委員。

○品川幸久委員

ありがとうございます。結構減つとるんやな、人口が減つとるんやなというのが顕著にあらわれたわけなんですけど、ただその中で一つ言うのは流入人口ですね。流入人口が多分結構それがあるんで、伊勢のほうに流入してきておる部分と逆に伊勢から流出しておる部分というのがあって、流入のほうについてはですね、私も鳥羽市であるとか志摩市であるとかそういうとこと話をすると、みんな伊勢に行ってしもたんやというようなことを言われて、伊勢は非常にありがたい話。しかしながら、この間の決算の時にリーサスの話をさせてもらった時もそうなんですけど、松阪が私とかが防波堤になってますんやねとい

うふうな話で、伊勢から向こうのほうに出てっておる人もたくさんおるんで、もうこれからそんなに志摩や鳥羽のほうからどんどんどん来るっていうことも考えられないんで、もう向こうのほうは減少で精一杯のところに来とるんで、安易に流入はないんかなっていうふうに思っております。ただ、流出については、これは出てかれる可能性というのが十分あるので、そこら辺も理解をしながらやってかんとですね、急に右肩下がりのグラフを書かなあかんようなことになってくると非常に危機感を感じるんで、その点どうですか。

◎鈴木豊司委員長
情報戦略局参事。

●杉原情報戦略局参事

委員御指摘のように伊勢市の状態につきましては、南伊勢町、志摩市、鳥羽市のほうから転入があるとともに、伊勢からは逆に名古屋、大阪、東京方面へ人口が流出しておるといふふうな形になっておりまして、転出超過の状態がもう何十年も続いておるような状況でございます。そのことから若い人達が住めるような状態、あるいは働く場の確保が必要であるというふうに考えております。

◎鈴木豊司委員長
品川委員。

○品川幸久委員

最後に言われた働く場所の確保ですね、やっぱりこれがキーポイントになってくるのかな。皆さん頑張って一生懸命に子育てしやすいとか住みやすい環境は作ってもですね、やっぱり働く場所がないと出てってしまうというところで、分析すると最終的にはそこへ行っちゃうんでしょうねというところやと思います。子育ての話とかは一般質問とかいろいろとさせてもらったんですけど、市長に3人目子供できたら50万出して、4人目100万という話もしたんですけど、市長の感性としてはね、やっぱり誇りとかここに住んでいる心の醸成であったりというふうなことをよく言われるんですけど、なかなかそんなんでは子供っていうのはできないですよ。やっぱり働く場所があって、若い人がそこで働いて地盤を構えて、子供ができるっていうことが一番重要になってくるのかなと思うんで、そこら辺も含めてちょっと頑張って進めていただきたいなというふうに思います。終わるとき

◎鈴木豊司委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎鈴木豊司委員長
他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市監査基準について《報告案件》】

◎鈴木豊司委員長

続きまして報告案件に入ります。「伊勢市監査基準について」当局からの報告をお願いします。

監査委員事務局長。

●世古口監査委員事務局長

それでは、伊勢市監査基準につきまして御報告させていただきます。資料6-1を御高覧ください。始めに、「1 経緯」でございます。監査委員が行う監査につきましては、現行の監査制度では監査に関する共通認識が確立されておらず、どのような観点で監査を行うか、監査結果に何を記載するかなどについて統一的な考え方がございませんでした。そこで、平成29年6月の地方自治法の一部改正におきまして、監査委員は監査基準を定め、公表することとし、その監査基準に従って監査等を実施しなければならないこととされました。監査基準に関する地方自治法の条文につきましては囲み線内の記載のとおりでございます。また、監査委員が監査基準を策定するに当たりましては、総務大臣が指針を示すとともに、必要な助言を行うこととされており、平成31年3月に総務省より総務大臣が示す指針として監査基準（案）が示されました。この監査基準（案）は、監査の手順マニュアルではなく、地方公共団体に共通する監査等を行うに当たって必要な基本原則が示されております。このことを踏まえまして、総務省の監査基準（案）を基に必要な基本原則を定めた伊勢市監査基準を監査委員の合議により策定いたしました。

恐れ入りますが、資料の裏面2ページをご高覧ください。「2 伊勢市監査基準の概要」でございます。伊勢市監査基準は三つの章で構成しております。「3 施行日」につきましては、本年4月1日からとしております。それでは、監査基準の各章の内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料6-2を御高覧ください。第1章一般基準でございます。本章は、第1条から第6条で監査等の目的や監査委員の倫理規範、専門能力の向上等を図るための自己研鑽、監査委員事務局職員に対する指揮、監督などについて定めております。続きまして、第2章実施基準でございます。4ページをお願いいたします。本章では、第7条から第11条で監査等を効率的かつ効果的に実施するための監査計画の策定や監査結果を形成するための証拠の入手、また各種監査等の連携などについて定めております。最後に第3章報告基準でございます。5ページをお願いいたします。本章では、第12条から第16条で監査等の結果に関することや監査委員の合議が必要となる事項、結果に関する公表等について定めております。なお、これまでの本市の監査につきましては、全国のほぼ全市の監査委員で組織します全国都市監査委員会が策定しました都市監査基準を参考に実施しております。今回、総務省から示されました監査基準（案）と内容の大きな違いもないことから、今後の監査については大きく変わるものではないものと考えております。また、本監査基準を定めたことにつきまして、議会及び市長等へ通知をさせていただきますとともに、公表につきましては市役所前の掲示場への掲示、市公報への掲載のほか、市ホームページへ掲載する予定でございます。以上、監査基準について御説明申し上げます。よろしく

お願い申し上げます。

◎鈴木豊司委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎鈴木豊司委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩します。

次は管外行政視察の件ですので、当局の方は退室をお願いします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

【管外行政視察の実施について】

◎鈴木豊司委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、「管外行政視察の実施について」を御協議願います。本件につきましては、6月定例会までに継続調査事項以外の項目で視察を実施する場合は3月定例会での議決が必要となりますことから御協議をお願いするものでございます。まずは、6月定例会までに管外行政視察を実施するかどうかについて御協議をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いをいたします。

岡田委員。

○岡田善行委員

毎回、既定どおりの視察ですが、やはりためになることも多いと思いますので、実行していただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

◎鈴木豊司委員長

ありがとうございます。他によろしいですか。ただいま岡田委員のほうから御意見をいただきましたんですが、管外行政視察につきましては6月定例会までに実施することに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎鈴木豊司委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

ただいま管外行政視察を実施するということを御決定いただきましたので、視察の項目につきまして御協議をお願いしたいと思います。視察項目につきまして、特に御発言がありましたらお願いしたいと思います。

ちなみにですね、継続調査事項につきましては、「防災対策」、「ふるさと未来づくり」、「公共施設マネジメント」、「総合計画推進事業」の4項目でございます。これ以外は議決

が必要となりますのでよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎鈴木豊司委員長

すぐには出ないようでございますので、視察項目の御希望がありましたら、2月20日木曜日までに正副委員長または事務局のほうへ申し出をお願いしたいと思います。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時32分